

KNC NETWORK NEWS

2017年8月5日 発行

気になる記事: 第3次改造内閣発足。首相「最優先は経済再生」

「最優先は経済再生だ。経済を好循環させ、デフレ脱却をなし遂げる。アベノミクスをさらに加速させる」と強調。意欲を示してきた憲法改正に関しては「スケジュールありきではない。党主導で進めてもらいたい」と語った。



(有)北野財経システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

経営一言:「僕も全力疾走でやってきた。最後まで諦めず、全力でプレーするメンバーを選びたい。」

(稲葉 篤紀・2020年東京五輪 野球監督就任)

一 所長コメント: やると決めたら、力を出し切り完全燃焼するまでやって見ることです。きっと成功が見えてきます。途中で辞めたら、今迄の努力は何であったかもったいないことです。一

交通事故、損害賠償金の非課税 《税務》

交通事故が原因で亡くなる人の数は、年間およそ4千人。誰もがいつなるとき事故に遭遇し、被害者または加害者になるかは分かりません。その際に受け取る、あるいは支払う損害賠償金と税の関係は、交通事故で被害者が受け取る損害賠償金は、基本的に非課税となります。しかし、損害賠償金から必要経費を補てんしたとみなされた金額は「収入」とされて非課税になりません。例えば、収入金額に代わる性質を持つ棚卸資産の損害、破損した店舗の補修中に借りた仮店舗の賃借料の補償などに対して損害賠償金を受け取ると、事業所得の収入金額となって課税されます。

一方、事業主(またはその使用人)が加害者になったとします。このとき、被害者に支払う損害賠償金は与えた被害を補てんするものであれば、慰謝料、示談金、見舞金などの名目を問わず、商品の配送や売掛金などの集金途中の業務に関連した事故で、しかも故意または重大な過失がなければ、事業所得の必要経費となります。つまり、この損害賠償金が、事故が業務に関連のないとき、また無免許運転や酒気帯運転など故意または重大な過失があるときは必要経費とならないということになります。

設立初年度の所得拡大促進税制 《税務》

所得拡大促進税制は、4~5年度前と比べて社員への給与を増やした青色申告法人が、増加分の1割を法人税からマイナスできる制度です。制度を適用するには、平成25年4月から平成30年3月までに開始する事業年度に、①前年度と比べて社員への支給総額が減っていないこと、②継続して雇用する社員への支給平均額が前年度と比べて増えていることといった要件を満たさなければなりません。設立初年度の会社は前事業年度がないので、この条件から外れて不適用になるということはありません。そのため所得拡大促進税制で税額控除を受けられます。ただし、あくまでも税額が控除される制度であり、赤字で法人税を納めない会社は適用対象外です。

食中毒で休業、保険の補償金は所得課税に 《税務》

梅雨から夏場にかけて食中毒が流行する時期であり、飲食業を営む企業にとっては気の抜けないシーズンと言えます。当然ですが、食中毒患者を出した飲食店が受ける被害は相当なものであり、営業停止を余儀なくされることも考えなければなりません。

こうした場合、保険会社から休業補償金が支払われることがありますが、これは法人所得または事業所得として、しっかり課税されることとなります。営業停止となり、売り上げもない状態のなかで、せめて税金面で特別扱いしてもらいたところですが、そう甘くはありません。

一方、労働基準法では、事業所が休業することにより働くことが出来なくなった従業員に対して、会社に平均賃金の6割以上の休業手当の支払いを定めています。会社としては踏んだり蹴ったりですが、あくまでも食中毒は会社都合ということになり、従業員には責任がない以上、その生活は守らなければなりません。この休業手当は給与所得とされ、課税対象になります。

なお、従業員が業務上の疾病や負傷により支給される休業補償は、所得税を課税されることはありません。ただし、「休業補償として通常の賃金を払う」といった独自の就業規則などにより支払われる賃金は、給与として取り扱うこととなります。

仕事の着手と成果 《経営》

困難が予想されるような仕事、又は不愉快な仕事(例えば苦情処理)は、つい着手が遅くなるものです。また、日常の仕事であっても、元気がなかったり気分が塞いでいたりすると、仕事の着手に躊躇することがあります。極端な場合は、午前中にすべき仕事を先送りして夕方ようやく着手したり、何回も一日延ばしを繰り返したりする。一日延ばしは、計画に実行に着手しないで立ち消えにする最大要因かもしれません。

仕事の成果は、決めた事を迅速に実行する事で生まれます。一般に困難な仕事や不愉快な仕事は、実行すれば大きな成果になるでしょう。そこで、仕事の着手に躊躇した時は、一般に最大の原因となる「その仕事をする気分にならない」を振り払う事が必要です。仕事はその日の気分によって左右されず、予定に従って行動本位で着手することが確実な成果を上げるコツです。

具体的な手法の例を挙げれば、○企画書や報告書等を書くような仕事であれば、内容の良悪に関係なく1行でも書き始める。○アポイントメントを取るような仕事であれば、電話を掛けて取敢えず1件でも獲得する。○準備の時間に制限を設けて、着手の時刻を厳守する。○午前中に着手する予定を午後(しかも終業時間の間際)や翌日に先送りするような悪癖を絶対しない、等です。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。